

判例から学ぶ医療と法 — 第94回

「医療機関内での転倒事故～施設の管理責任」

東京地裁令和4年1月27日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 三橋要一郎

◆ 事案の概要

X(当時50代、女性)は、平成29年12月9日、健康診断を受診するために医療法人Yが運営する本件病院を訪れた。

Xは、受付で健診センターのある4階までエレベーターを利用するよう指示されたが、1基しかないエレベーターがなかなか来なかったため、屋内階段を利用して4階まで赴いたが、健診センターにたどり着くことができなかった。Xは3階まで戻ったところで、Y職員に声を掛けられ、同人の案内で屋内階段で4階まで行き、いったん屋外に出て本件通路(上部には屋根、周囲にはフェンスなどが設置されているが、屋根とフェンス間には隙間があり外部に開放されている通路)を通して健診センターにたどり着いた。

Xは、持参した簡易スリッパに履き替え、健康診断を受診した。その後、Xは、レントゲン撮影のためにエレベーターで3階に行き、撮影後、再度4階に上がるためにエレベーターを待っていたが、なかなか来なかったことから、屋内階段で4階に上り、本件通路に再度立ち入り同所を歩行中に転倒し、左上腕骨頸部を骨折した。

Xは、本件事故が「土地の工作物たる病院施設の設置または保存の瑕疵^{かし}」によって生じたものであると主張し、Yに対し、合計1,800万円あまりの損害賠償を求め提訴。

Yは、本件通路に設置・保存の瑕疵はなく、本件事故は滑りやすい使い捨てスリッパを履いているにもかかわらず職員以外の通行が禁止されていた野外スペースに立ち入り、足元の注視を怠ったと

いうXの異常行動に生じたものであると主張した。

◆ 判決の要旨

裁判所は、本件事故当時、①前日の降雨の影響で本件通路に水たまりが存在していたこと、②屋内階段を利用して4階に行くことや本件通路への立ち入り禁止の表示はされていなかったこと、③本件通路はエレベーターの待ち時間を嫌った健康診断受診者が立ち入り、通行することがあり得る通路となっていたことなどを認定したうえで、以下のとおり判示し、Yの責任を認め(ただしXにも過失があったとして2割の過失相殺)、合計約300万円の損害賠償を命じた。

「降雨の影響によって生じた水たまりの存在した本件通路は、簡易スリッパを履いていることもあり得る健康診断受診者が安全に通行することができる性状を欠いた状態にあったと評価するのが相当であり、降雨の影響によって本件通路に水たまりが存在していたことは本件病院の保存の瑕疵に該当するといえることができる。

したがって、本件事故は、本件病院の保存の瑕疵によって生じたと認められる。」

◆ この判例をどう理解するか

転倒に関する裁判例としては、本連載でも、これまで入院患者の転倒(第7回)、介護施設の利用者の転倒(第91回)を取り上げており、これらの事案では医療機関・施設側において患者・利用者の転倒リスクを適切に把握し、対策をとっていたかが問題とされた。これに対して、今回のケースは固有の転倒リスクがない健康診断受診者が転倒した事案であり、もっぱら施設管理の責任の有無が問われ

ている。

転倒事故で施設側の管理責任を問われる裁判例は、医療機関に限らず、スーパー、飲食店、ホテル、マンション管理組合など枚挙にいとまがない。一昔前であれば「自分が悪い」と考え紛争に発展しなかったようなケースでも、権利意識の変化やインターネットによる情報の広まりなどの影響で紛争に発展しがちであり、同種の訴訟も増加していると言われている。今回の裁判例もインターネット上のニュースで大きく報道されており、注意喚起の意味合いも含めて取り上げた。

もちろん施設側では、施設内で転倒した場合に常に賠償責任を負うのではなく、法的責任を負うのは、①利用者の安全に配慮すべき注意義務に違反した場合（不法行為責任あるいは診療契約の債務不履行責任）、②施設設備の設置・保存（管理）に瑕疵があった場合（土地工作物責任）に限られる。なお、②の瑕疵とは、「工作物（施設）が、その種類に応じて、通常予想される危険に対し、通常備えているべき安全性を欠いていること」を意味するのであって、異常な行動による危険や不可抗力により生じた危険に対する安全性まで備えている必要はない。

医療機関を管理・運営する側としては、こういった転倒事故を防ぐべく管理を怠らないことが重要であることはもちろんであるが、落ち度がなくともトラブルに巻き込まれるケースはありうる。万が一に備えてこのような事態に対処できる保険（施設賠償責任保険）に加入しておくことはリスク管理として必須であり、これを機に付保内容を再確認されたい。

なお、本件事案では、転倒事故後、Yは理事長名義で、事故の発生原因として「4階への階段使用の禁止について3階階段上り口に設置していた掲示物は院内工事中のため、隅に置いてあり通行可能となっていた」事実を認める内容に加え、以下のような内容が記載された文書をXに交付している。この文書を交付した事実が裁判所の最終的な判断においても大きく影響を与えている。

当院としては下記の通り対応させていただきます。

記

1 治療費（入院及び外来通院）

※主治医により治療終了まで

2 通院時交通費

3 慰謝料及び休業補償

治療終了後のお支払いとなります。

以上

なお、今回の事故で2回目の手術が必要となった場合も補償させていただきます。

医療機関側では、相手方から強く要望されその場を収めるため、やむなくこのような文書交付に応じたのであろう。Yとしては当然に保険適用になるものと考えこのような対処をしたが、事後的に保険会社に確認したところ無責事案だとして保険適用が認められなかったため、紛争がよりエスカレートし最終的に訴訟にまで至ったものとも推測される。

責任の有無や範囲について、当事者の受け止め方と法的判断が異なりうることはままたありうる。相手方からの要求が強く、また、自らに落ち度があると考えたとしても、その場ではなるべく結論は出さず、まずは保険会社と早急に協議・確認する旨伝えるにとどめておくことが、対応のプレを回避し、その後のトラブルの複雑化を防ぐことにもなりうる旨を覚えておいてほしい。

◆この判例からどう学ぶか

- ①施設管理者の責任を問われるケースが増えてきており、医療機関としてもリスクヘッジのために施設賠償責任保険等への加入などが求められる。
- ②施設事故でも医療事故でも、患者やその家族から責任を認める旨の一筆を求められることがあがるが、当事者の受け止めと法的評価・判断は異なる場合があるため、その場では結論を出さないことが望ましい。